

承認案第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年9月1日提出

天理市長 並 河 健

専決第11号

専 決 処 分 書

ごみ焼却施設運転管理業務委託の契約期間及び委託金額を見直し再度入札を実施するため、令和3年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年7月1日

天理市長 並 河 健

令和3年度 天理市一般会計補正予算（第8号）

令和3年度天理市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,641,660千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和3年7月1日専決

天理市長

並 河 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
20	繰越金	213,542	15,984	229,526
	1 繰越金	213,542	15,984	229,526
	歳 入 合 計	28,625,676	15,984	28,641,660

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	2,061,497	15,984	2,077,481
	2 清掃費	1,191,192	15,984	1,207,176
	歳 出 合 計	28,625,676	15,984	28,641,660

第2表 債務負担行為

追加

事 項	期 間	限 度 額
ごみ焼却処理施設運転管理事業	令和4年度から令和6年度まで	千円 371,789

専決第12号

専 決 処 分 書

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布に伴い、天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）、天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月天理市条例第36号）及び天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月11日

天理市長 並 河 健

天理市個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月11日

天理市長 並 河 健

天理市条例第17号

天理市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(天理市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 天理市個人情報保護条例(平成15年12月天理市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第25条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「番号法第19条第8号」を「同条第9号」に改める。

(天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月天理市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(天理市手数料条例の一部改正)

第3条 天理市手数料条例(平成12年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第34号までを1号ずつ繰り上げ、同表備考第1項中「第26号」を「第25号」に改め、同表備考第2項中「第29号」を「第28号」に改め、同表備考第3項中「第30号及び第31号」を「第29号及び第30号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。